奈良県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項（旧）	変更事項（新）	変更年月日
ますなが皮フ科形成外科	生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇―一五　野口ビル一階	（所在地）生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇―一五	（所在地）生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇―一五　野口ビル一階	令和四年一月一日
うなてこどもクリニック	橿原市雲梯町一四〇―一―A	（名称）うなて医院	（名称）うなてこどもクリニック	令和四年二月三日